第１章

総論

１　概観

２　計画の位置付け

３　計画の区域

４　計画期間

第１章　総論

1　概観

荒川区は、23 区中では台東区の次に小さく、その面積は 10.16 km^2 です。令和 4 年 3 月 1 日現在、約 21 万 6 千人が居住し、人口密度は豊島区、中野区に続いて第３位となっています。また、区内の 5.91km^2（約 58%）が、東京都の『防災都市づくり推進計画の基本方針』における整備地域に指定されており、対象区域が区全域に占める割合は 23 区中最も高くなっています。街なかには幅員 4m 未満の狭あいな道路が多く、区内の移動手段は徒歩と自転車が中心となっています。

全国的に人口が減少している中、本区では近年、子育てしやすい環境に伴い若い世代の増加が続いています。加えて、高齢化の進行に伴う区民一人一人の健康づくりの重要性の高まり、地球温暖化による気候変動に対処し、「脱炭素社会」と「気候変動に適応した社会」への転換に向けた取組の実施、区の特性を生かした歩きやすい（ウォーカブルな）まちづくりの推進、さらには令和 2 年からの新型コロナウイルス感染症拡大による生活様式の変化等を考慮すると、徒歩・自転車による移動にますます注目していく必要があります。

このような背景を踏まえ、本計画は、徒歩・自転車の将来性･可能性を見据え、徒歩による移動を尊重しつつ、自転車で自由に安全に移動することを通じて、国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（SDGs※）」の目標達成に貢献するとともに、荒川区ならではの自転車の総合的な活用を推進することで、心の豊かさを実感できる社会を目指すための指針とします。

【※SDGs について】

◇2015 年 9 月に国連サミットで加盟国の全会一致で採択された世界共通の目標で、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

◇地球上の「誰一人取り残さない（No one will be left behind）」ことを誓っており、17 のゴールから構成されています。

2　計画の位置付け

区では、平成 12 年に、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和 55 年法律第 87 号）」第７条に基づく「荒川区自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「自転車総合計画」という。）」を定め、自転車施策を進めてきました。

その後、社会的に自転車の利用が進む中で、歩行者、自転車、自動車が適切に分離された空間整備のための自転車通行空間設計の考え方等を示す「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成 24 年 11 月。国土交通省道路局・警察庁交通局）」が公表され、その中で「自転車ネットワーク計画」策定が求められるようになりました。

さらに、自転車の活用を推進するため、「自転車活用推進法（平成 28 年法律第 113 号）」が施行され、国や東京都はそれぞれ、令和３年５月に第２次の「自転車活用推進計画」を定めました。区としても、これまで進めてきた交通や環境の分野だけでなく、健康、スポーツ、観光、防災など多様な面から自転車の活用推進が求められている状況になっています。

このような状況を受けて、区では、自転車活用推進法第 11 条に基づく「自転車活用推進計画」、その施策の一つでもある「自転車ネットワーク計画」、さらに、取り巻く環境変化を踏まえて平成 12 年の計画を更新した、新たな「自転車総合計画」の３つの計画をひとつにした、自転車施策に係る総合的な指針となる「荒川区自転車総合活用推進計画」を策定することとしました。

なお、本計画は、「荒川区基本構想・基本計画」を上位計画とし、関連する区の各種行政計画及び、国並びに都の自転車活用推進計画とも協調し、「自転車」を活用しながら、区の基本構想に定める「幸福実感都市あらかわ」を実現していく方向性を示すものとします。

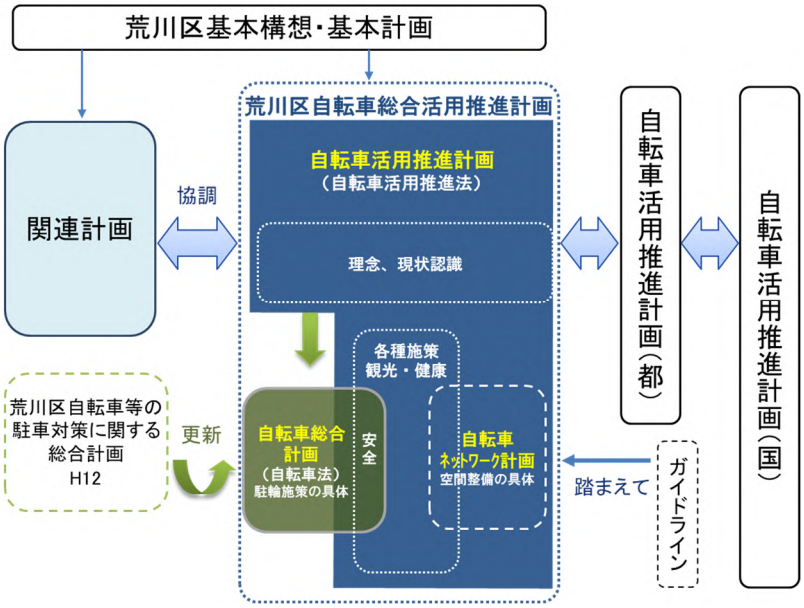

図　1-1　計画の位置付けイメージ

3　計画の区域

計画区域は、荒川区全域とします。

4　計画期間

計画期間は、令和 13(2031)年度までとします。

自転車とは

自転車は、道路交通法上「軽車両」と位置付けられています。（道路交通法第 2 条第 1 項第 11 号イ）

また、自転車とは、ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）で、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のもの（人の力を補うため原動機を用いるもので、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。）と定められています。（道路交通法第 2 条第 1 項第 11 の 2 号）

そして、様々な種類のある自転車のうち、車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準（※）に適合する自転車で、他の車両を牽引していないものを、普通自転車といいます。（道路交通法　第６３条の３）

※内閣府令で定める基準

- 長さ 190cm，幅 60cm
- 四輪以下
- 側車を付していない
- 一の運転者席以外の乗車装置(幼児用座席を除く）を備えていない
- 制動装置が走行中容易に操作できる位置にある
- 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がない

図　1-2　自転車等の分類

（参考）関係法令等

昭和５５年　自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

＜目的＞

第１条　自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関し必要な措置を定め、もって自転車の交通に係る事故の防止と交通の円滑化並びに駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図り、あわせて自転車等の利用者の利便の増進に資することを目的とする。

＜総合計画の策定＞

第７条　市町村（区）は、自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を定めることができる。

平成２４年　安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（国土交通省・警察庁）

＜背景＞

「自転車は『車両』であり車道通行が大原則」という観点に基づき、自転車通行空間として重要な路線を対象とした面的な自転車ネットワーク計画の作成方法や、交通状況に応じて、歩行者、自転車、自動車が適切に分離された空間整備のための自転車通行空間設計の考え方等について提示。

＜自転車ネットワーク計画の策定＞

自転車利用が多い市区町村は、安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に、自転車ネットワーク路線を選定し、その路線の整備形態等を示した計画を積極的に策定すべきである。

平成２９年　自転車活用推進法

＜目的＞

第１条　この法律は、極めて身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康の増進等を図ることが重要な課題であることに鑑み、自転車の活用の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

＜市町村自転車活用推進計画＞

第１１条　市町村（特別区を含む。）は、自転車活用推進計画及び都道府県自転車活用推進計画を勘案して、区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画を定めるよう努めなければならない。

＜国及び東京都の自転車活用推進計画＞

国の第２次自転車活用推進計画（令和３年５月）　概要

●第１次計画からの社会情勢の変化等

- コロナ禍における生活様式・交通行動の変容
- 情報通信技術の発展
- 高齢化等も踏まえた「安全・安心」
- 脱炭素社会の実現に向けた動き
- 新たな低速小型モビリティの登場

●計画期間

令和７（2025）年度まで

●４つの目標と２２の施策

目標１　自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

施策１．地方公共団体における計画策定・取組実施の促進
２．自転車通行空間の計画的な整備
３．路外駐車場等の整備や違法駐車取締りの推進等
４．シェアサイクルの普及促進
５．地域のニーズに応じた駐輪場の整備推進
６．情報通信技術の活用の推進
７．生活道路での道路交通の抑制や無電柱化と合わせた取組の実施

目標２　サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

施策８．国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進
９．公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出
10．自転車を活用した健康づくりに関する広報啓発の推進
11．自転車通勤等の促進

目標３　サイクルツーリズムの推進による観光立国の出現

施策12．国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致
13．走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇るサイクリング環境の創出

目標４　自転車事故のない安全で安心な社会の実現

施策14．高い安全性を備えた自転車の普及促進
15．多様な自転車の開発・普及【第2次からの新規施策】
16．自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進
17．交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・取締りの重点的な実施
18．学校等における交通安全教室の開催等の推進
19．地方公共団体における計画策定・取組実施の促進（再掲）
20．自転車通行空間の計画的な整備（再掲）
21．災害時における自転車の活用の推進
22．損害賠償責任保険等への加入促進【第2次からの新規施策】

都の自転車活用推進計画（令和３年５月）　概要

●積極的に取組む事項

・自転車ネットワークの形成
・自転車安全対策の強化
・自転車シェアリングの広域利用促進
・新しい日常への対応

●計画期間

令和 12（2030）年度まで

●実施すべき施策

１　環境形成

・自転車通行空間等の計画的な整備推進
・総合的な駐車施策の推進
・自転車シェアリングの普及促進
・地域のニーズに応じた自転車駐輪場の整備促進
・放置自転車対策の推進
・まちづくりと連携した総合的な取組の実施
・多様なニーズに対応した自転車利用環境の整備促進

２　健康増進

・サイクルスポーツ振興の推進
・健康づくりの推進
・自転車通勤等の促進

３　観光振興

・国際的なサイクリング大会等の開催
・サイクリング環境の創出
・観光への自転車の活用

４　安全・安心

・安全性の高い自転車普及の促進
・自転車の点検整備の促進
・自転車の安全利用の促進
・学校における交通安全教育の推進
・災害時における自転車の活用